

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成29年7月10日(月)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中6名が欠席)

18番 志柿 茂喜	20番 園田 操	37番 角居 登
41番 南 順二	43番 田上 辰也	48番 山田 博幸

午後3時00分 開会

事務局

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中43名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日は皆さんお忙しい中、農業委員会総会に多くの方々にご出席いただき、誠にありがとうございます。

先月の総会のご挨拶で梅雨入りの話をしまして、今年こそは、災害がないようにと願っておりましたが、先週は九州北部の大雨で広い範囲で災害が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請などとなっております。また農地利用最適化推進委員についても報告があるようです。総会の審議がスムーズに進行いきますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり総会次第3号、議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には8番の梅田義弘委員と9番の西川秀文委員を、書記に事務局の北野隆広主幹兼主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案まで7件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。今日は個別のものから入ります。

1ページからお願いいたします。1ページの5番の土地の表示なんですけれども、こちら「西区沖新町字高砂4730-4」と書いてあります、こちら地番から訂正をお願いします。まず地番のほう、「4730-4」を「4750-1」と、「4750-1」ですね。それと、田なんですけれども、面積「733.00㎡」と書いてあります。こちら「1,908㎡」、1908と訂正をお願いします。また、「他8筆」のところを「他6筆」と、「8」を「6」と訂正方をお願いします。合計数なんですけれども、今「15,679」と書いております。こちら「13,246」と、13246ということで訂正をお願いします。

全て復唱します。まず、地番のほうが「4750-1」と訂正をお願いします。面積のほう、「1,908㎡」、「他8筆」を「他6筆」と、合計が「15,679」を「13,246」と訂正をお願いします。

続きまして、8ページになります。8ページの6番の申請人欄ですけれども、そちらの職業を、8ページの6番、申請人の職業、今「会社員」になっておりますけれども、こちらを「兼農」と。牛島正人さん、こちら「会社員」を「兼農」と訂正をお願いします。

続きまして、15ページになります。15ページの24番ですけれども、こちらの譲受人欄の住所、「南区美登里町1525番地」と記録しております。こちらのほう、「西区城山大塘3丁目6番16号」、よろしくをお願いします。「西区城山大塘3丁目6番16号」、訂正をお願いします。

続きまして、19ページになります。19ページのこちら農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画です。こちらの1番の所有権移転の表示なんですけれども、こちら一番上が公社（買）ということで、譲渡人、受人と書いてあります。今「公社」と書いてあるところに数字の譲渡人ですね、「公社」と書いてあるところを「6」と、それからその右側の譲受人側ですけれども、「6」と書いてあるところをこちらを「公社」と。ちょっとこれ入れ替わっておりますので、譲渡人、譲受人をそれぞれ入れ替えてもらうような形になります。「公社」と表記してあるところを「6」、譲受人の「6」と書いてあるところに「公社」と。また、一つ下段についても同じく、「0」と書いてあるところに「公社」、また「公社」と書いてある譲受人のところに「0」というふうに訂正をお願いいたします。

訂正は以上です。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、29件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番の譲受人は、東区画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、

後継者への贈与のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には許可後は水稻を作付されます。

2番の譲受人は、東区画図町大字下無田にお住まいの専業農家で、経営拡張のため農地に賃貸借権を設定する申請です。申請地には許可後は水稻、露地野菜を作付されます。

以上、1番、2番につきまして、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番の譲受人は、上益城郡益城町にお住まいの専業農家が経営拡張のため農地の所有権を移転する申請です。申請地には白菜を作付されます。先日の地区委員会に出席いただき営農計画等について聞き取り調査を行いました。何ら問題ないことを確認いたしました。

以上、3番につきまして、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次に4番ですが、申請人が議席番号10番の三原委員ご本人となっております。よって、農業委員会等に関する法律第31条1項の規定により、議事に参与することができません。三原委員には4番の審議終了まで議場場から退出いただきます。三原委員、よろしくお願いいたします。

(三原委員 退室)

議長 それでは、4番について地元委員より地区委員会での協議状況報告をお願いいたします。

38番 田上正富委員

38番委員、田上です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻や露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上、1件につきまして協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各項の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、三原委員に入室をお願いします。

(三原委員 入室)

議長 続きまして、5番、お願いします。

10番 三原勉委員

続いて、5番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人はレ

ンコンを栽培されている兼業農家で、申請地にはレンコンを作付される計画です。

以上、1件につきまして協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

6番から9番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

6番から8番までは関連で、農地所有適格法人設立のための申請です。6番、8番は賃貸借、7番は使用貸借するものです。さきの地区委員会に出席を願い、営農計画等について聞き取り調査を行いました。何ら問題もないことを確認いたしております。申請地にはミカンをつくられる予定です。

9番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカンをつくられる兼業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

以上、4件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると判断しました。ご審議方、よろしくお願いいいたします。

議 長 　　ただいま、6番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

10番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

10番から13番は関連で、経営拡張のための所有権移転及び使用貸借権設定の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

14番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻と露地野菜を作付されており、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

15番と16番は耕作の便宜上の交換のための転用許可申請です。15番の譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻を作られる計画です。16番の譲受人も水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、7件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、10番から16番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

17番と18番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は稲作を作付されており、許可後は稲作をつくられる予定です。

18番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は稲作とベビーリーフを作付されており、許可後は水稻をつくられる予定です。

以上、2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、17番から18番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

30番 福原幸一委員

30番委員、福原です。

19番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

以上、1件、協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、19番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

20番から22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜をつくられており、許可後は水稲を作付される予定です。

21番は経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜をつくっており、許可後は露地野菜を作付される予定です。

22番は賃借している農地を取得する申請です。譲受人は水稲と露地野菜をつくっており、許可後は水稲を作付される予定です。

以上、3件、協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。

した。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、20番から22番までについて地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

23番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は経営拡張のため農地を取得される申請です。譲受人は水稻、苗木をつくられる農家で、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上、1件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないと確認しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、23番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、24番。

34番 谷口憲治委員

34番、谷口でございます。

24番から29番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借による権利設定申請でございます。申請人は、ピーマン、メロン等を生産する専業農家で、許可後はピーマンを作付されます。

25番は後継者へ贈与のための所有権移転の申請です。申請人はスイカを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される予定です。

26番から28番は関連でございます。経営拡張のための所有権移

転の申請です。申請人は、会社経営のかたわら、米とソルゴを主体に生産する兼業農家で、許可後は柿と梅を作付される予定です。

29番は経営拡張のための所有権移転の申請でございます。申請人は米とナス、ジャガイモ等を生産する専業農家で、許可後はナスを作付される予定です。

以上、6件、地区委員会で検討しました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議確認いたしております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、24番から29番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、8件でございます。地元委員のご報告に当たりましては転用許可基準を照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、申し上げます。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番は通路への転用をする申請です。前回の地区委員会にて自宅建替えに対する道路の必要性など事業計画について再度詳しく聞き取る必要があると判断をし、継続審議となっております。農地区分は10ha未満の小集団の生産性の低い区域内にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、昨年の熊本地震にて自宅の建替えが必要となり、約40年前より接道として利用していた道路の一部が農地のままであったため、今回申請をされましたが、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。排水計画、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。北側市道からの接道も検討されましたが、市建築指導課との協議の結果、建築基準法上の道路でないため、建物建築は困難との協議結果でした。申請地は既に道路の状態となっており、転用申請の必要性について理解されていなかったため、深く反省されている旨のてんまつ書の添付

がされております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きます、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

2番、3番は関連で、畜舎へ転用する申請です。農地区分は農用地区域内の農地です。農用地区域内の農地は原則不許可ですが、農地法に既定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる場合に該当し、転用が可能です。土地利用計画は、畜舎2棟を建築、利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。

資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地への営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年12月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

なお、今回申請された申請地の一部に既に畜舎1棟が建築されており、転用申請の必要性について理解されていなかったため、これまでの経緯及び深く反省している旨のてんまつ書の添付がなされております。

以上、2番、3番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議長 　　ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございました。
この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、2番、3番については申請どおり許可する
ことに決定し、農業会議へ意見を聴取することにいたします。
続きまして、4番。

30番 福原幸一委員

30番委員です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、貸駐車場のための転用許可申請です。農地区分は10ha未
満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利
用計画は、近隣の方のための11台分の駐車場で、妥当な面積と思われま
す。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、
転用許可を得ず駐車場として利用してきたことを深く反省され、始末書の
提出を受けております。

以上、1件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討したところ、いず
れも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしていると協
議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件に
ついては何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、5番。

49番 一木文雄委員

49番委員、一木です。

5番から7番につきましての地区委員会の協議状況を報告いたしま
す。

5番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は10ha
未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。

土地利用計画は、駐車場1台分で、妥当な面積だと思われま

す。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成29年8月1日から9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

6番は、通路のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、住宅への進入路として必要な部分で、妥当な面積だと思われま

す。ただ、転用許可を得ず、通路として利用していたことについて深く反省され、始末書の添付を受けております。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。7番は住宅拡張のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、以前より宅地の一部として利用してきており妥当な面積だと思われま

す。ただ、転用許可を得ていなかったことについて深く反省され、始末書の添付を受けております。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。以上、3件、先日の地区委員会での現地確認を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願

いいたします。
議長 　　ただいま、5番から7番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きますして8番。

1番 福田誠也委員

1番委員、福田です。

8番は農業用資材置き場建設のための転用申請です。申請地は、昨年の地震で被災し倒壊の危険が発生した農業用倉庫の代わりにビニールハウスの物置等農業用資材置き場を建設するものです。農地区分は10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、ビニールハウスの農業用置き場180㎡と野菜育床ハウス120㎡、水稻苗床30㎡、農機具洗車場20㎡、堆肥置き場や車両の巡回スペースとするもので、転用面積としては適正な

面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われ
ます。

事業計画、排水同意等もそろっております。資金証明については自
己保有の資材で自己建設のための添付されておられません。工事期間は
平成29年10月1日まで予定されており、許可後速やかに着手される
ことを確認しております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、8番について地元委員より報告がございました。この件につ
いては何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、
37件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可
基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
　　それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたしま
す。

1番は、不動産の売買を営む法人が農地の所有権を移転し、建売住
宅へ転用する申請です。農地区分は市街地化の著しい区域内の農地で、
上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に2つの医療
施設がある第3種農地です。土地利用計画は、建売住宅6棟を建築さ
れる計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。

資金計画と証明、給排水計画、被害防除等は問題なく、周辺農地の
営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となり
ますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを
確認しております。工事完了は平成31年3月31日までの予定で、
許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして先日の地区委員会での現地調査を行い検討したと
ころ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしている
との協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。
　　続きまして、2番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は農業を営む個人が農地に賃貸借権を設定し、平成26年7月22日付契約にて、営農型太陽光発電設備を設置しており、一時転用期間3年間の更新のための転用申請です。農地区分は、農用区域内の農地です。農用地内の農地は原則不許可ですが、農地法に基づく仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない営農型太陽光発電設備であり、不許可の例外に該当するものです。土地利用計画は太陽光パネル1,008枚、発電能力257.04kw、遮光率88.9%、支柱部分等転用面積13,213.8㎡で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。

資金計画と証明、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。太陽光パネル下部の営農状況は、営農計画に基づき牧草とサカキを作付されておりますが、過去3年間の営農実績につきましては、牧草につきましては平成27年8月23日発生 of 台風15号により牧草が倒れたことにより蒸れなどが発生し被害が出ましたが、平成27年に2t、平成28年に4tの収量がありました。今後も圃場の管理を徹底し、収量増の営農計画書提出がなされております。また、地権者JA熊本市営農部からも同様の内容の意見書が添付されております。

サカキにつきましては、平成26年12月に定植され2年が経過しておりますが、現在も成長促進時期であり、収穫に至っておらず、3年目となる平成29年度から出荷の計画となっております。ことしから出荷できるとの申請者からの説明がっております。こちらにつきましても地権者JA熊本市営農部から同様の内容の意見書が添付されております。

今後も本地区委員会において現地調査等にて作物の生育状況を定期的に確認する旨を伝えました。更新の許可要件に基づき、下部の営農状況を十分に勘察し、総合的に判断すると、牧草については収量増と営農改善計画が進められており、サカキにつきましては営農計画が継続中であり、営農の継続は可能であると判断いたしました。

以上、2番につきまして先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、3番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

3番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、道路建設請負等を営む法人が、賃借権を設定し、仮設事務所及び駐車場への一時転用をする申請です。賃借人は申請地の近隣で高架橋の工事を行っており、仮設事務所等が必要なため申請されました。農地区分は10ha未満の農地で、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、仮設事務所、仮設トイレの設置と、社員用駐車場7台分を整備され、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等については問題ありません。工事期間は、平成29年7月20日から平成29年7月24日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。一時転用期間は、平成29年7月20日から平成30年1月19日までの予定で、期間終了後は速やかに農地を復元していただくことを確認しております。

4番と5番は関連で、建築工事業及びその請負等を営む法人が所有

権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、沿道には公共の下水道が埋設され、近隣500m以内には医療施設や保育園があることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅4棟の建築及び新設道路の整備で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除などについては問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課への事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年8月10日から平成30年6月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

6番は、個人が所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建設されるものに該当すると判断しました。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築及び後退道路の整備で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成29年7月15日から平成30年1月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、4件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、3番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きますして7番。

4番 上妻孝市委員

4番委員、上妻です。

7番につきまして、さきの地区委員会で協議状況をご報告いたします。

7番は、農業用倉庫建築のための転用申請で、父より使用貸借されるものです。申請者は河内町でミカンをつくられる兼業農家で、申請地は申請地の自宅や所有する樹園地にも近く、農作業の効率化を図る目的で設定されました。申請地は広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、ミカンの選果機や貯蔵コンテナを収納するための倉庫、鉄骨平屋建て48㎡の建設、およびプレハブ倉庫10㎡の設置です。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありせん。工事期間は、9月1日から来年の3月1日までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。また、申請地の一部にプレハブ倉庫が設置されているため、始末書が提出されています。

以上、1件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。
続きまして、8番。

46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

8番から23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、所有権移転による資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、パイプ、コンパネ等の土木建設用資材置き場、重機置き場で適切な面積と思われます。

排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、許可を得ず資材置き場として使っていたことを深く反省され、始末書の提出を受けています。

9番は、所有権移転による建売住宅の建設のための転用許可申請で

す。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、建売住宅7棟で、妥当な面積と思われる。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度の指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から平成30年1月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

10番は、使用貸借権設定による自宅への通路の転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、市道から自宅への通路94㎡で妥当な面積と思われます。しかし、許可の得ないで通路として使用したことを反省し、始末書の提出がっております。

隣接農地の同意、排水計画、被害防除とも問題ありません。

11番は、所有権移転による個人住宅建設のための許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は木造2階建て1棟を建設されるもので、妥当な面積と思われる。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定地域内で事前審査の申請中です。

隣接農地の同意、資金計画、排水計画、被害防除等問題ありません。工事計画は平成29年8月1日から29年11月30日までの予定で、許可後速やかに工事に着手されることを確認しております。

12番は、所有権移転による建売住宅及び公衆用道路建設のための転用許可申請です。農地区分は市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅1棟と公衆用道路で妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可後から平成30年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

13番は、使用貸借権設定による農業用倉庫建設のための転用許可

申請です。農地区分は生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積227㎡に建設面積111.79㎡の農業用倉庫1棟で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年8月20日から平成29年10月10日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

14番から18番は関連で、車両置き場のための所有権移転による転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、事業内容が隣接にある既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の2分の1以下であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積2,472.61㎡に300台の中古車の車両置き場で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年8月17日から平成29年9月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

19番から23番は関連で、所有権移転による建売住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、総事業面積4,546.17㎡のうち、転用面積2,869㎡に建売住宅16棟で妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事期間は、許可後から平成30年7月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、16件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いをいたします。

議 長 ただいま、8番から23番まで地元委員より報告がありましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。

続きまして、24番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

24番、25番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積431.04㎡のうち、転用面積366㎡で、個人住宅1棟を建設予定で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から平成30年4月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

25番は、使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で、妥当な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、許可日から平成29年12月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ただいま、24番から25番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。
続きまして、26番。

49番 一木委員

49番委員、一木です。

26番から31番につきましての地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、所有権移転による農業用資材置き場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、農業用ハウス資材置き場に利用するもので、妥当な面積だと思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可日から平成29年8月10日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

27番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積279.11㎡で、建築面積71.22㎡の個人住宅で、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、事前審査の申請中ということのことです。工事期間は、許可後平成29年8月1日から平成29年11月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

28番は、使用貸借権設定による設定による個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、総事業面積497.17㎡で、建築面積69.56㎡の個人住宅で、妥当な面積だと思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。未線引き時代の建物の建替えのための開発許可は要しません。ただ、転用許可を得ず震災前に住宅を建てていることについて深く反省され、始末書の提出を受けています。工事期間は許可後平成29年8月1日から平成30年6月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。

29番は賃貸借設定による車両置き場のための転用許可申請です。農地区分は特定土地改良事業等の施工地域内にある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、既存施設の自動車整備のための敷地が426㎡あるため、その2分の1に当たる213㎡を転用するもので、不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は、申請の筆の598㎡のうちの一部転用で213㎡に

修理等で保管する車両10台分で妥当な面積だと思います。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年8月1日から平成29年9月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

30番は貸借権設定による農業資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は特定農地土地改良事業等の施工地域内にある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設等に該当し、不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は、輸送用鳥籠のコンテナや鶏舎の骨材、運搬用車両3台分などで妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年8月1日から平成29年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

31番は水道工事に伴う資材置き場のための一時転用の申請です。農地区分は農振農用地区域内で、原則不許可ですが、仮設工作物の設置等に該当し、不許可の例外規定に該当するものと思われます。土地利用計画は、水道工事を受注しているため、工事期間に応じて、平成29年8月1日から12月30日までの期間を、重機置き場や、駐車場6台分、水道管資材、山砂、砕石置き場に利用するもので、妥当な面積と思われます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成29年8月1日から平成29年8月5日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しています。また、一時転用許可後は農地に戻す旨を確認しております。

以上、6件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、26番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。
　　続きまして、32番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

32番から33番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

32番は、法人が職員用駐車場にするため賃貸借権を設定して転用される申請です。農地区分は、市街化区域にも近接して10ha未満の小集団の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、職員の駐車場不足台数274台分をまかなうため、今回22台分の駐車場整備を行う計画です。雨水は地下浸透させ、オーバー分は既存水路へ接続されます。農区長の同意書も添付されています。隣接に農地はありません。

周辺農地への被害防除等問題ないものと思われます。事業に必要な資金証明やその他必要書類は添付されています。工期は8月1日から平成30年3月31日までを計画されています。

33番は、親子間で使用貸借権を設定して個人住宅を建てられる転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当されるものと判断されます。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、配置図から適正な規模と思われます。汚水、雑排水は合併浄化槽で処理して排水路へ接続し、雨水は地下浸透させ、オーバー分は排水路へ接続されます。

隣接農地との調整も済んでおり、周辺農地への被害防除等問題はないものと思われます。事業に必要な資金証明書やその他必要書類は添付されています。工期は、許可日から平成29年11月30日までを計画されています。なお、開発許可が必要となりますが、災害危険区域からの移転ということで、事前協議中とのことでした。

以上、2件、さきの地区委員会で現地調査を行い協議検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、32番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。
　　続きまして、34番。

1 番 福田誠也委員

1 番委員、福田です。

3 4 番と 3 5 番は関連です。

申請は子及び孫へ使用貸借による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は 1 0 h a 未満の生産性の低い小集団の農地で、第 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て、建築面積 1 1 1 . 9 m² 1 棟と、幅 3 . 5 から 8 . 5 m 延長 2 5 m の取り付け通路及び駐車場等建設予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配は無いと思われま

す。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成 3 0 年 2 月 2 8 日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可は事前協議中で、集落内開発制度指定区域内です。

3 6 番は、所有権移転による太陽光発電設備建設のための転用申請です。農地区分は 1 0 h a 未満の生産性の低い小集団の農地で、第 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル 1 , 6 8 0 枚、4 4 5 . 2 k w とパワーコン 1 台 5 0 0 k w と外周フェンス側溝等を設置予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土地の流出、被害防除等の心配はないと思われま

す。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

3 7 番、使用貸借による太陽光発電設備の建設のための転用申請です。農地区分は 1 0 h a 未満の生産性の低い小集団の農地で、第 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル 2 8 8 枚とパワーコン 9 台 4 9 . 5 k w を設置予定で、隣接の内への取り付け道路と管理用駐車場 2 台分を建設予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土地の流出、被害防除等の心配は無いと思われま

す。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日までと予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上、4 件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方よろしくお願

議長

ただいま、3 4 番から 3 7 番について地元委員より報告がございました

が、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することにいたします。

また、36番については申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次に、4号議案及び5号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（4号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から23ページの9番までの合計9件で、1番から6番までが公社による買取、7番から9番までが相対による売買です。面積は、9件合わせまして、田2万1,506㎡、畑1万3,374㎡の、合計3万4,880㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細23ページの10番から28ページの23番までで、貸手14名、借手12名の件数14件です。契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が4件で、面積は14件合わせまして、田5万3,678㎡、畑1万9,816㎡の、合計7万3,494㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、露地野菜、麦、施設野菜、果樹です。

続きまして、第5号議案です。

29ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細30ページの1番から33ページの6番までで、貸手6名の件数6件です。契約期間別では、10年以上が6件で、面積は6件合わせまして、田3万3,277㎡、畑1,422㎡の合計3万4,699㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻、畑作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定します。続きまして、第6号議案、納税猶予に関する適格者証明願、2件でございます。

　　地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

　　17番委員、藤本です。

　　1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　1番は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は兼業農家で、東区神園2丁目の畑2筆について、願出人みずからが農地として適正な管理、耕作の上、農業経営を行っていることを地元農業委員が確認しております。

　　以上、1番につきまして、先日の地区委員会において、証明書の交付については、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、2番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、相続税の納税猶予に関する適格者の証明願です。願出人の対象農地1筆について、農地として適正な管理、耕作が行われていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付について、何ら問題がないとの協議結果でございました。ご審議の方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次に、追加議案でございます。事務局は説明をお願いいたします。

事務局 　　追加議案、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請についてご説明いたします。

平成29年6月23日、下記の所有者より利用権設定と所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申出があったので、平成29年6月27日に、農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行いました。しかし、出し手の提示する額と公社買取価格との間で格差があったため、調整は不調に終わりました。そのため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、熊本市長に対し同法第16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものです。

以上、追加議案についての説明を終わります。

議長 　　ただいま、事務局より説明がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、説明どおり通知を要請するように決定いたします。

続きまして、第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の黄色の用紙をごらんください。報告事項としまして、1番から11番まで項目が上がっております。合計しまして126件の報告事項が上がっております。

報告事項は以上です。

事務局 事務局の福田でございます。

次第でございます農地利用最適化推進委員定数等について、現時点での状況を簡単にご報告させていただきます。

農業委員会等に関する法律に基づき、平成30年4月15日以降に新たな農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員の定数及び報酬について、農業委員会の現時点の案につきましては、委員定数は48名、報酬月額は5万円というのを現時点で考えているところでございます。

まず、48名という定数については、先月6月の総会でお示しした定数案と同じ人数ということになっております。これは、農地面積や農業委員選定の選挙人の人数などを考慮して、48名としたものでございます。

なお、48名の推進委員が担当する地域の調整については先月からやっておりますが、今後も農業委員の皆様と話し合いをしながら、エリア設定については細かく決めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。なお、最終的には7月いっぱいというエリアについては決めていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いを申し上げたいと思っております。

次に、月額報酬については、現在の農業委員さんの金額、もしくは最適化推進委員の業務量をいろいろと積み上げまして、5万円という数字が出てきたところでございます。

これからのスケジュールといたしましては、9月の市議会定例会にこの定数案と報酬案を熊本市の条例案として上程いたします。そして、議会の承認が得られた後、正式にこの定数と報酬額が決定することになります。

また、農業委員につきましては、これらの農業委員は市長の任命となりますものですから、市長部局と今調整を進めているところでございます。こちら先月お示しした人数、24名で調整が進んでいるところでございます。そして、農業委員の報酬につきましては現在の委員と同じ金額で調整をさせていただいていることをご報告いたします。

それから、お手元に資料があると思いますが、推進委員を地域より

推薦していただく場合に、推進委員の皆様方をお願いしたい業務について、もしよければ知っておいていただきたいというふうなことで、これまでも重ねてご説明は申し上げましたけれども、あえてこの場に出させていただきます、これについて簡単にご説明を申し上げたいと思います。

まず、この資料については農林水産省が思いとしてこういった部分でインターネット上で推進委員さんをお願いしたいことということから抜粋させていただいております。表紙で言いますと、3点、主な業務がございます。担い手の農地利用の集積と集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を最適化推進委員をお願いしたいということがございます。非常に膨大な業務量だと思いますが。

開けていただいて、簡単に3点ほどご説明させていただきますが。開けていただいて、1ページ目の赤いところにあると思います。推進委員会の重要な役割が農地の有効利用の意義重要性を地域に伝えることとございますが、これらについては農地の集積・集約化につながるということで、地元でいろいろ話を聞いたり、伝えていただいたり説明したりというふうな業務が身近な業務として、自分の担当エリアではあるというふうなことをお知りおきくださいませ。

開けて、4ページでございますが、青いレベルでは7番目でございます。ここに第2の重要な役割はということとございます。農地の遊休等を防止することとございますが、その下に日頃から担当地域を巡回する際にいろいろチェックをしておいたほしいということで、推進委員さんについては日頃の業務が重要になってくるかなというふうなところとございます。メモなりいろいろ記録をしておいていただいて、農業委員会事務局のほうにいろいろお伝えして、連携しながらやっていくというふうなことになります。

同じページの8番目でございますが、もう一つは第3の重要な役割は、新規参入を促進することと書いてございます。地域内で担い手がいればいいんですけども、なかなかいない場合には新たな担い手を探していかなければいけませんので、新たな担い手の発掘と育成等々についてがこの推進委員さんの役割になろうかと思えます。

この3点が主な役割になりますので、今後議会を通していただいて、応募等をさせていただいて、地域から推薦していただく中においてはこのような業務を視野に入れて推進していただければなというふうな思いがございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、2点目のみんなのひまわりハートプロジェクトについて、こちらの資料を見ていただいてよろしいでしょうか。これはさき

の6月総会、役員会のほうでも委員会として協力していく、参加していくということにさせていただいております。これにつきましては農業委員会事務局として関係するイベント推進課さんと話を進めておりまして、1反分の種をいただいて収穫までして、その分についてはイベント推進課を通じてお返しして売上の一部が被災者支援になるというふうなイベントでございますが。今ちょうど机の上に40g、800粒でございますが、もしよければいただいた種の中からそちら皆様方にも配らせていただいておりますので、立派に花を咲かせていただければなというふうな思いでございます。

きょうはこの関連として、各種のイベントが行われるようでございますので、関係するイベント推進課さんから来ていただいておりますから、このひまわりの種を縁としたいろいろな事業の説明をしていただこうと思います。簡単をお願いします。

熊本城マラソン実行委員事務局 こんにちは。

お忙しいところにお時間をいただきましてありがとうございます。熊本城マラソン実行委員会事務局のキムラと申します。このたびはこちらで企画しています復興イベントにご協力を申し出いただきまして、まことにありがとうございます。

こちらの資料で簡単にこの復興イベント等プロジェクトの概要を説明したいと思っておりますので、お手元の資料をごらんいただけますでしょうか。

まず、めくっていただいて2枚目の資料なのですが、このイベントの目的についてなんですけれども、熊本城マラソンを通して熊本が震災から復興していく姿と、これまでの支援に対する感謝を広く発信することと、震災を風化させずに命の尊さや人の絆の大切さを多くの方へ、また次の世代へ伝えることを目的として実施いたします。

取組の内容としましては、震災後につながりができた神戸マラソンとの連携したイベントの企画や、神戸で取り組まれていますみんなのひまわりハードプロジェクトを活用して、ひまわりをイメージしたイベントの実施、こちらについて既存のイベントやまた新たな復興イベントとして実施することを予定しております。

3枚目の資料の中に簡単なフロー図が載っているんですけども、こちらを見ていただくと大体の流れはわかるかと思っております。神戸支部と神戸市のほうが主催する組織の中で大学生が主体となっている117神戸防災委員会という組織がありまして、こちらが去年熊本地震の後に事業を行われて熊本に義援金を50万円送られています。このプ

プロジェクトの大体の流れがその下にあるんですけども、全国に配った種を栽培して、それを集めて、ひまわり油に加工して、その売上が被災地の支援に充てようというような流れのプロジェクトになります。

最後の紙にこのプロジェクトのほうでつくられている概要のページがありますので、こちらをごらんいただきますと大まかなところはわかるかと思えます。

農業委員さんの皆様には本当にお手数をおかけしますが、ご協力のほうをよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

これ委員会としては農業振興の事業の一つとして取り組みますものですから、このことによって頑張ろうということで、馬原副会長に一言、推進の事業として取り組みますものですから、ご説明をお願いしたいと思えます。

副会長

皆さん、時間が長くなりましたけれども、私たち振興委員としてこれをお聞きして、今まで私たち振興委員会では冬場にタマネギとかジャガイモをつくってきましたけれども、夏場は何もないなという感じでおったんですけども、この目的をこれまでの支援に対する感謝、それから命の尊さ、人の絆の大切さということを知って、それではぜひ私たち農業委員会に任せてくださいということで引き受けたわけです。

それで、皆さんの机の上に少量ずつありますけれども、北区の植木の地区では植木地区挙げてひまわりを植えているということですが、このひまわりの種は油をとるための種子ですので、ただ見るだけではなくて種子をとって、それをまた農業委員会に戻してもらってそれを神戸のほうに送るという形になりますので、お手数がかかりますけれども、それをぜひとも成功させていただきたいと思えます。

また、種が十分余っていますので、各地区で、今西区と南区の天明地区で計画しております。特に東区とか中央区等で保育園とか小学校の低学年を巻き込んで耕作放棄地等があれば、7月中とかその辺に植えてもらえれば十分とれると思えますので、皆様が一丸となって農業委員会ここにありということを示していただければ私としては幸いです。ですので、皆さんご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

今馬原副会長よりご説明もありましたように、事務局として帰りに

少しいただいた種がありますものですから、ご自宅の庭もしくは空いたところに植えたいと、植えて立派な花を咲かせて種までとれたら、もしよければまた事務局に持ち帰っていただければと思うんですが。まずは花だけでも咲かせていただければということで、さっき副会長の説明もございましたように、後ろのほうに余った種を置いておりますので、もしお手元にある40gだけ以上に植えていただいたら帰りにご相談されてください。よろしくお願いいたします。

それと、最後でございますが、3つ目の、職員の任免についてという書類があるかと思いますが、残念ながら〇〇〇の主査の〇〇〇がちょっとまだ病気が長引いております。あと1月だけでもということで、休職期間が延びておりますので、これご報告でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、報告事項について何か質問等ありませんか。

次に、次第6、その他ですが、本当に実は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件は滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

お疲れさまでございました。

ひまわりのほうもよろしくお願いいたします。

事務局

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時29分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成29年7月10日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 梅 田 義 弘

署名委員 西 川 秀 文

書 記 北 野 隆 広